

## 1. 制度の概要

市民と市が提案・計画段階から協議し、お互いの責任と役割分担を明確にした協働による事業に取り組むことによって、公共的課題の効果的な解決や市民サービスの向上を効率的に図り、協働のまちづくりを推進する。

これまでの経過

- ・平成25年5月14日 富士見市市民参加及び協働推進市民懇談会による提言  
「富士見市の協働によるまちづくり事業の推進にむけた提言書  
～協働事業提案制度について～」
- ・平成27年6月1日 協働事業提案制度実施要綱施行
- ・平成27年8月1日～ 協働事業の募集開始
- ・令和3年3月29日 富士見市市民参加及び協働推進委員会による提言  
「富士見市協働事業提案制度の改正に向けた提言書」
- ・令和5年4月1日 協働事業提案制度実施要綱施行の一部改正  
(行政提案型事業の廃止、提案型協働事業の複数年補助の導入及び審査の簡略化・提案前の事前相談導入など)

## 2. 提案の区分

- ① 提案型協働事業：市民が自ら企画する協働事業
- ② アイデア提案：市民提案型協働事業の提案を行うことを前提として登録するアイデアの提案

## 3 令和6年度の募集スケジュールについて

### (1) 事業提案の募集

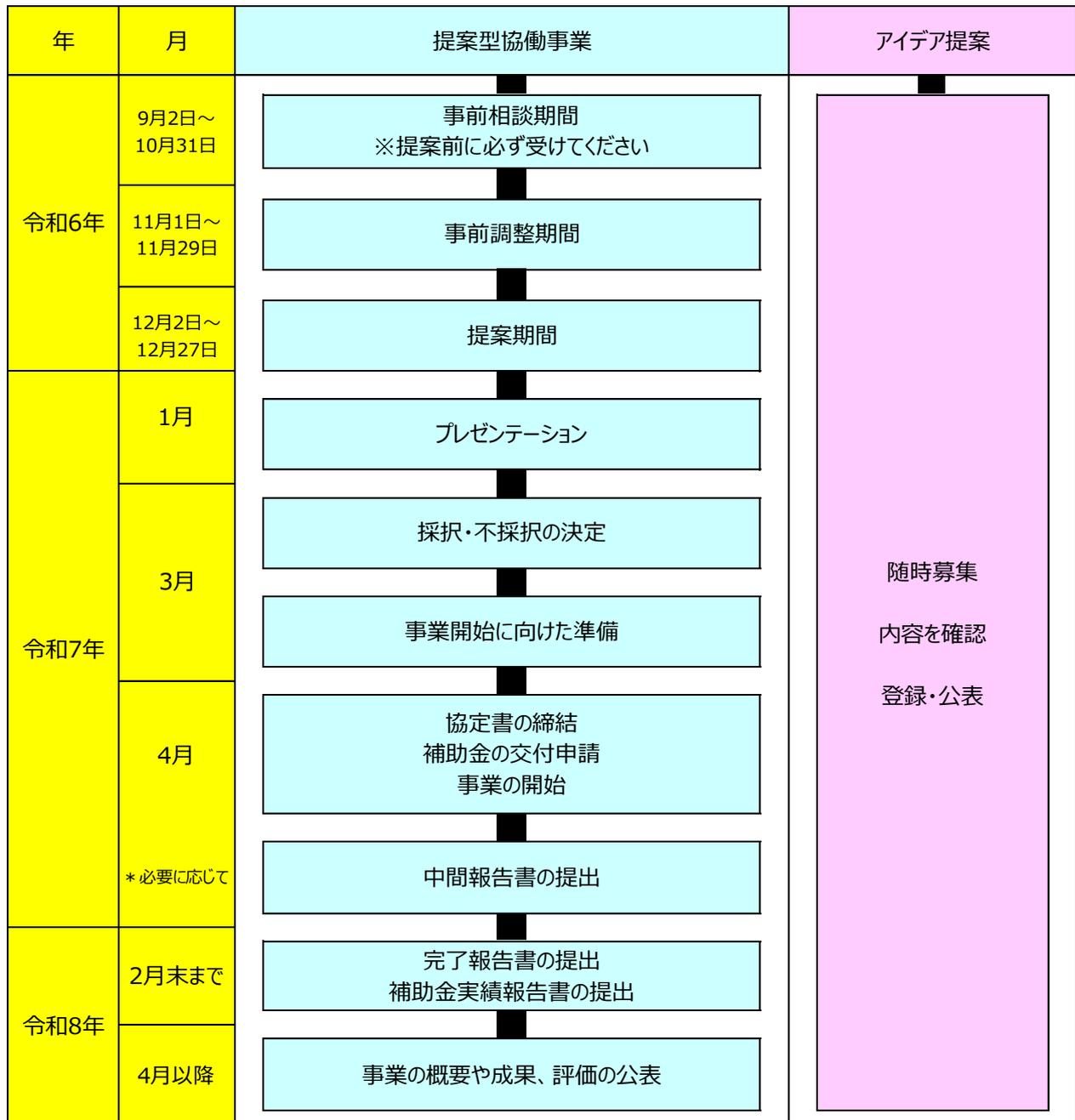
区分	募集期間	備考
提案型協働事業	事前相談：令和6年9月2日(月)～10月31日(木) 提案期間：令和6年12月2日(月)～12月27日(金)	
アイデア提案	随時	

<周知方法>

- ・市広報・市ホームページ・SNS・市掲示板の活用
- ・公共施設や近隣大学・県立富士見高等学校へポスター・募集要領の設置
- ・市民活動団体や市内NPO法人へのチラシ配布

(2) 制度の流れ

協働事業提案制度の流れ



### (3) 提案型協働事業 ～提案・審査・選考・採択～

事前相談期間に提案事業を募集する。協働事業の要件確認や、担当部局との調整を行い、調整済みの事業について、提案期間中に、提案書を提出してもらう。その後、書類審査及びプレゼンテーションによる選考を行い、採択協働事業を決定。

#### <プレゼンテーション開催概要>

- ①開催日時：令和7年1月23日（木）午後7時～ 富士見市役所会議室
- ②流れ：プレゼンテーション 20分程度  
質疑応答 10分程度
- ③審査者：推進委員会委員、庁内委員会委員

#### <選考>

- ①審査者より提案事業の選考に関する意見を提出  
プレゼンテーション審査メモのコメント欄に記入したメモをもとに、提案事業に対する最終的な意見を、意見・評価欄に記入する。
- ②推進委員会における意見集約  
推進委員会での提案事業の実施可否についての協議結果を、推進委員会の意見として庁内委員会へ提出する。
- ③庁内委員会による協働事業候補の選定  
推進委員会にて集約された意見を踏まえ、審査基準に基づき、協働事業候補の選定を行い、選定結果を市長へ報告する。

#### <採択>

採択・不採択の決定

### (4) 提案型協働事業 ～実施・補助金～

#### <実施>

実施期間：令和7年4月1日～令和8年2月28日

#### <補助金>

- ・富士見市採択協働事業補助金交付要綱に基づき補助

1回目（1年目）：20万円（補助率100%）

2回目（2年目）：15万円（補助率100%）

3回目（3年目）：10万円（補助率100%）

複数年補助は1事業につき3回までとする。限度額内で、変更承認申請の提出、決定により追加交付が可能。

※複数年補助について：提案が採択された団体は、同一趣旨の事業について連続して最大3回まで提案することができます。この場合、プレゼンテーション審査は省略が可能。ただし隔年での提案は不可。

## 4 令和6年度実施状況

(1) 令和6年度実施事業（令和5年度採択協働事業）

- ①こども対話カフェ（こども対象哲学カフェ）…2年目
- ②世界が広がる！学校では教えてくれない授業…2年目
- ③傾聴ボランティア養成研修…1年目

## 5 アイデア提案

登録状況

令和6年1月に登録した1件を市ホームページで公表。

事業名	若者向け生活支援・相談窓口を含んだ居場所作り事業
提案者	個人
登録目的	担い手・団体の募集